

2025年度

清掃・リサイクル ハンドブック

Cleaning and recycling Handbook



はじめに

近年、環境汚染や砂漠化・地球温暖化など、さまざまな環境問題がテレビや新聞などで大きく取り上げられています。

世界規模では、異常気象のために大きな被害が相次いでいるほか、日本でも、夏になるとスコールのような大雨が原因で洪水の被害がでたり、30℃を越える真夏日が続いたり、地球の異変を身近に感じるが多くなりました。

今や環境問題は、遠い未来の話ではなく、早急に解決しなければならない問題となっています。

私たちは豊かで便利な生活を求めて、新しい商品を次々と手に入れ、古くなった物や不便な物はごみとして捨ててきました。

このようにエネルギーや資源が消費され、環境に大きな負荷をかける「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会から、「最適生産・最適消費・少量廃棄」の環境にやさしい循環型社会にしていかなければなりません。

大切な資源には限りがあります。私たちには美しい自然や貴重な資源といった財産を次の世代に引き継いでいく義務があります。今、一人一人が「便利であれば良い」や「新しい物が良い」といった考えを改め、未来の地球環境のためにそれぞれの生活を見直し、自発的に行動していかなければなりません。

この冊子は、ごみやリサイクルについて、分別方法や処理方法、さまざまなデータや中央区の取り組みを盛り込み、3Rに取り組んでいただくことを目的に作成しました。この冊子が、皆さんの「循環型社会」への第一歩となれば幸いです。



目次



第Ⅰ章 循環型社会の構築に向けて

循環型社会の形成

□循環型社会	4
□中央区一般廃棄物処理基本計画	7
□中央区のごみと資源の現状	12

3R（スリーアール）の推進

□ Reduce（リデュース）	14
□ Reuse（リユース）	15
□ Recycle（リサイクル）	15

適正処理

□処理の流れ	16
□ごみと資源のゆくえ	18
□リサイクルのしくみ	20

第Ⅱ章 中央区の取り組み

区民への取り組み

□集団回収	25
□拠点回収	26
《一覧》拠点回収場所一覧	28
□家庭で園芸用に向かなくなった土の回収	30
□家庭で簡単にできる園芸用土のリサイクル	30
□集積所回収	31
□資源物持ち去り防止対策	31
□フードドライブ	32
□パソコン・小型家電の宅配回収	33
□普及・啓発	34
□標準服等リユース事業「りゆぽ〜と」	37
□リサイクルハウスかざぐるま	38
□環境情報センター「エコノバ」	38
□その他のリサイクル事業	39

事業者への取り組み

□事業用大規模建築物のごみ減量とリサイクルの推進	40
□ちゅうおうエコ・オフィス町内会	42
□飲料用自動販売機における回収容器の設置	42
□建築物の解体工事および建設工事における建設廃棄物の分別・リサイクル	43
□ちゅうおう食べきり協力店	43





ごみと資源の分け方・出し方

☐ 燃やすごみ	44
☐ 燃やさないごみ	44
☐ プラスチック製容器包装	45
☐ 資源	46
☐ その他	48
☐ こんなときには…	50
《一覧》関連団体一覧	51
《一覧》区施設一覧	52



第Ⅰ章 循環型社会の構築に向けて

❖ 循環型社会の形成

循環型社会

私たちは、たくさんの「モノ」に囲まれて暮らしています。そして、たくさんのモノを使い、たくさんのモノを捨てながら、豊かで便利な暮らしを手に入れてきました。

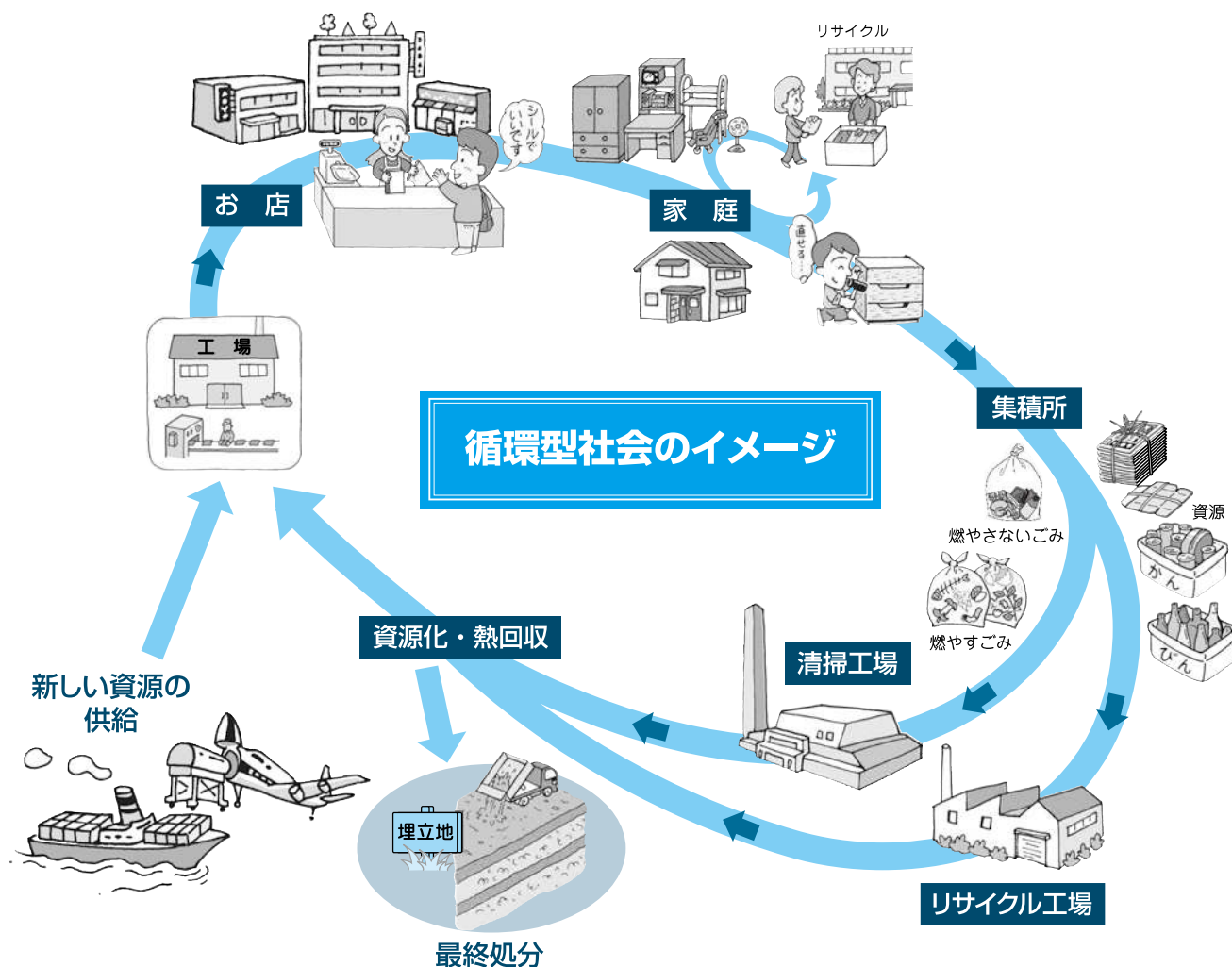
しかし、このような暮らしは大量の資源やエネルギーを消費し、大量の廃棄物を発生させ、環境に負荷を与えてきました。これらの問題を解決するためには、モノを大量に生産し、大量に消費し、大量に廃棄する「一方通行の社会」から「循環型社会」に移行していかなければなりません。

「循環型社会」とは、

- ①製品などが廃棄物となることを抑制し、
- ②排出された廃棄物はできるだけ資源として活用し、
- ③どうしても利用できないものは、適正に処分する。

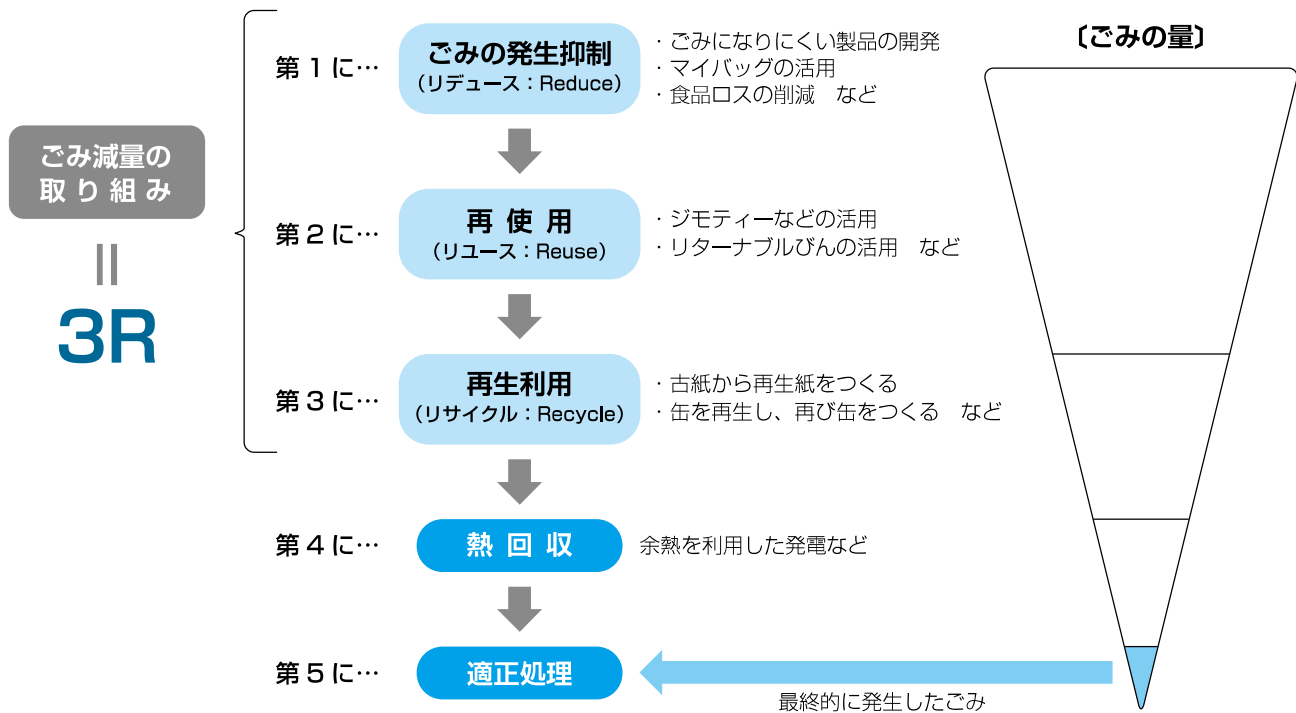
こうした意識や行動が定着し、天然資源の消費が抑制され環境への負荷が低減される社会

です。



優先順位

「循環型社会」を実現するために、次のとおりの優先順位があります。



区民・事業者・区役

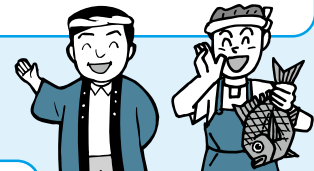
区民

- すぐにごみになるもの、資源化しにくいものは買わない
- 環境への負荷の少ない商品やリサイクル商品を積極的に使用する
- リサイクルなどにかかる手間を惜しまない
- ごみの分別排出を徹底する
- 地域が実施する集団回収や区が実施する施策に協力する



事業者

- 自らの事業活動においてごみの発生・排出抑制に努める
- 環境への負荷の少ない商品やリサイクル商品を積極的に使用する
- すぐにごみになり、資源化しにくいものは作らない
- 販売事業者は、容器などの資源物を主体的に回収する
- ごみの資源化に努めるとともに、自らの責任で適正処理をする



区

- 区民、事業者がごみの減量・リサイクル活動を円滑に実施できるように支援する
- 環境への負荷の少ない商品やリサイクル商品を積極的に使用する
- 環境に配慮したごみの収集、運搬、資源化、中間処理、最終処分を実施する



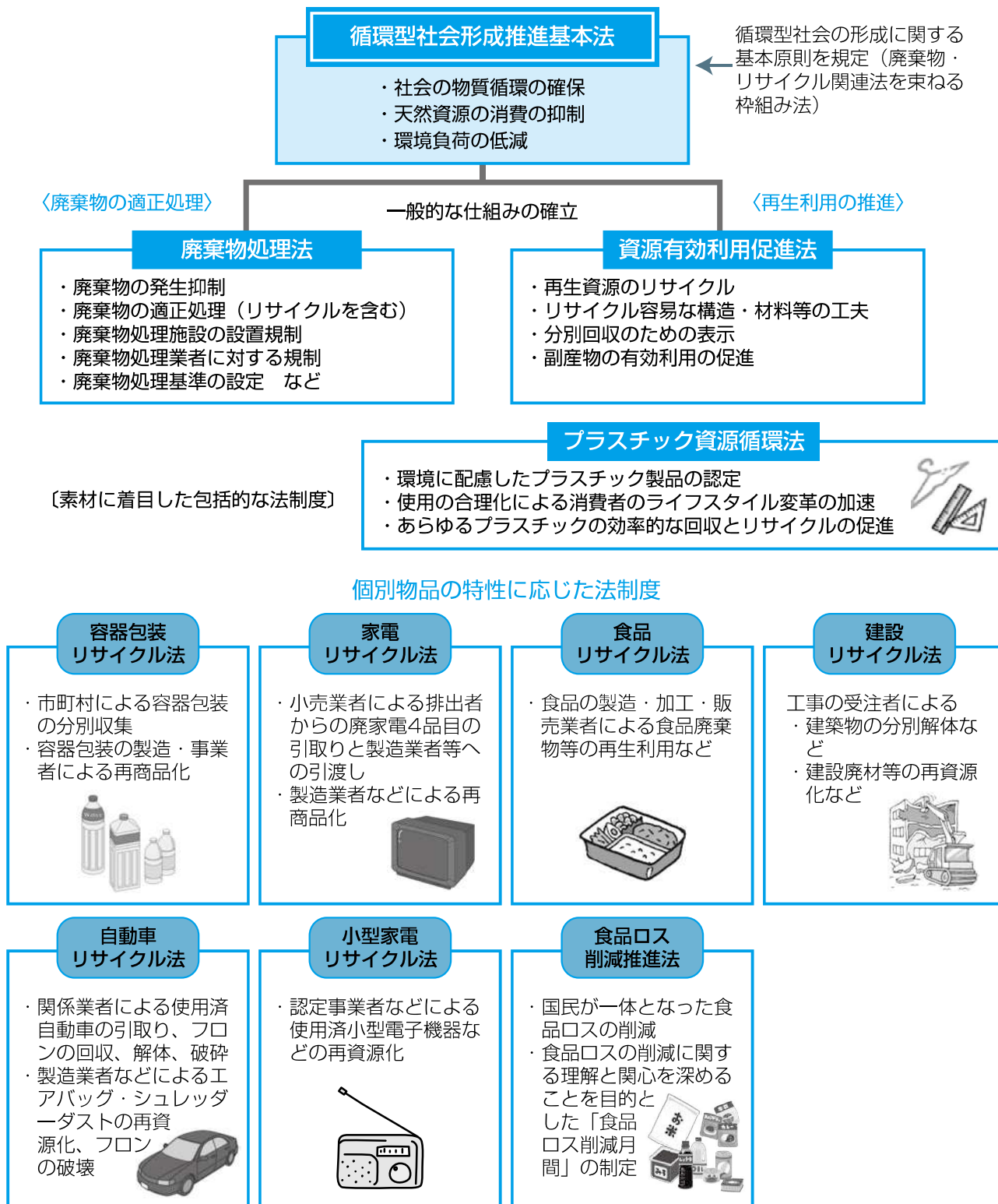
法体系

循環型社会の形成に関する基本的枠組みは「循環型社会形成推進基本法」に規定されています。

この法律は、環境基本法の基本理念に基づき、廃棄物処理・リサイクル行政の基本的な枠組み法として、21世紀に日本が歩むべき方向性を示すとともに、形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示しています。

また、個別法としては、「廃棄物処理法（廃棄物の適正処理）」と「資源有効利用促進法（再生利用の推進）」が2本柱となっています。そして、個別物品ごとの法制度として、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品ロス削減推進法」などがあり、令和4年4月には素材に着目した包括的な法制度として、「プラスチック資源循環法」が施行されました。

さらにリサイクルを需要面から支えることを目的とした「グリーン購入法」も施行されています。



グリーン購入法 国等が率先して再生品などの調達を推進

中央区一般廃棄物処理基本計画

中央区は、次の基本理念と3つの基本方針をもとに循環型社会の構築を目指します。

計画期間

令和3年度～12年度までの10カ年

基本理念・基本方針

基本理念

地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区

首都東京の中心として発展を続ける中央区において区民・事業者とともに新たな生活・事業活動に対応した循環型まちづくりを実現し、地球への思いやりを未来に紡いでいきます。



基本方針

環境に対する意識啓発と
発生抑制・再使用の促進

ごみ減量に向けて、区民・事業者への効果的な情報発信や普及・啓発事業を進めるとともに、再生利用（リサイクル）よりも優先される発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進を図ります。

多様なリサイクルによる
資源循環の推進

家庭ごみに含まれる資源化可能物の分別の徹底、事業系ごみの自己処理責任に基づく適正排出と資源化を促進するとともに、集団回収や拠点回収への認知度の向上と参加促進、店頭回収の利用の促進など、多様なリサイクルによる資源循環を促進します。

人の環で築く清潔で快適なまち

新型コロナウイルス感染症拡大後の「新しい日常」や事業活動の変化を見すえつつ、引き続き区民・事業者・区が一体となって、安心かつ清潔で快適なまちづくりを進めていきます。

ごみ減量目標

基本理念の実現に向けて、ごみ減量の数値目標を設定します。

1. 家庭ごみの減量目標

食品ロスの削減などの排出抑制行動およびごみと資源の分別徹底を進め、令和12（2030）年度の家庭から排出される1人1日当たりのごみ量を、令和元（2019）年度比で16.8%削減します。

	令和元（2019）年度 （基準年度）	令和7（2025）年度 （中間目標）	令和12（2030）年度 （目標）
家庭ごみの排出量 （1人1日当たり）	351.7g/人日（※）	318.2g/人日 （-9.5%）	292.6g/人日 （-16.8%）

※令和元年度中央区ごみ排出実態調査に基づき算定

2. 事業系ごみ（区収集事業系ごみ・持込ごみ）の減量目標

(1) 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率

事業用大規模建築物における令和12（2030）年度の再利用率を令和元（2019）年度の53%から60%に、事業用建築物における令和12（2030）年度の再利用率を令和元（2019）年度の35.9%から45%に引き上げます。

(2) 事業系ごみの年間排出量

事業系ごみの年間排出量を令和12（2030）年度に令和元（2019）年度比で24.2%削減します。

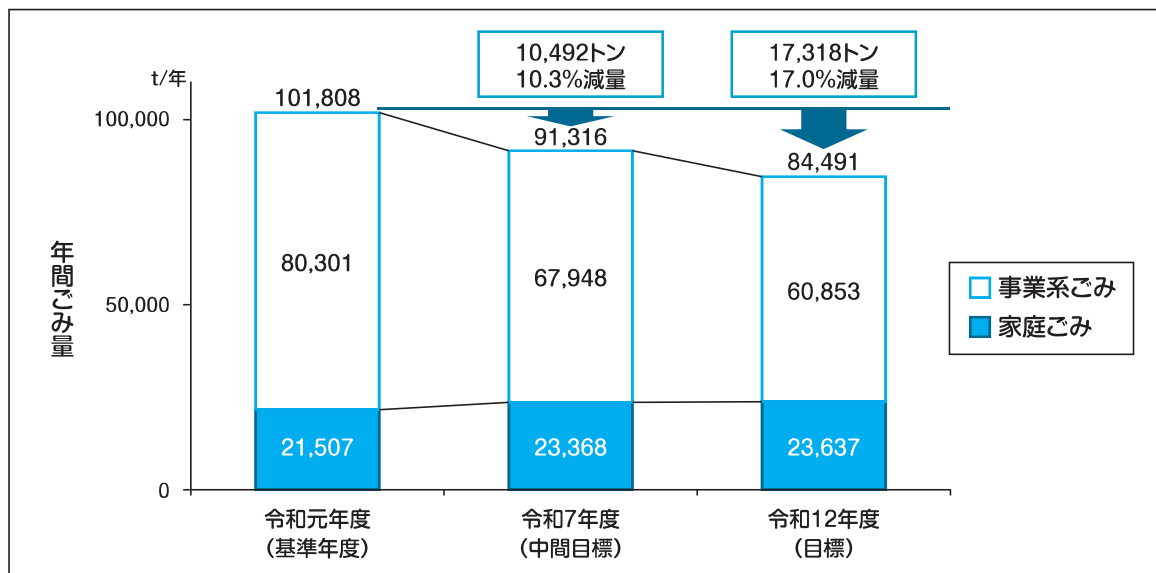
	令和元（2019）年度 （基準年度）	令和7（2025）年度 （中間目標）	令和12（2030）年度 （目標）
事業系ごみの排出量	80,301トン（※）	67,948トン （-15.4%）	60,853トン （-24.2%）

※令和元年度中央区ごみ排出実態調査に基づき算定

3. 目標を達成した場合の年間ごみ量

中間目標（令和 7（2025）年度）：91,316トン（令和元年度比で10.3%減量）

最終目標（令和12（2030）年度）：84,491トン（令和元年度比で17.0%減量）



接続可能な開発目標（SDGs）

平成27（2015）年9月、持続可能な開発目標SDGs（Sustainable Development Goals）が国連サミットにおいて全会一致で採択されました。

SDGsは、令和12（2030）年を期限とする17の目標（ゴール）と169のターゲットからなっています。

たとえば、「令和12（2030）年までに小売・消費レベルにおける一人当たりの食料の廃棄を半減させる」というターゲットは、我が国の第四次循環型社会形成推進基本計画の食品ロス削減目標にも反映されています。

〔SDGs（持続可能な開発目標）のアイコンについて〕

ゴール	計画に関連する主なターゲット
4 質の高い教育を みんなに  すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	4.7 教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	7.2 再生可能エネルギーの割合を増やす
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう  強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる
11 住み続けられる まちづくりを  包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす
12 つくる責任 つかう責任  持続可能な生産消費形態を確保する	12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす 12.5 廃棄物の発生を減らす
13 気候変動に 具体的な対策を  気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む
14 海の豊かさを 守ろう  持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	14.1 海洋汚染を防止・削減する
17 パートナーシップで 目標を達成しよう  持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する

1 環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進



(1) 区民・事業者への意識啓発

- ① 情報発信の充実【重点・継続】
- ② 子どもの頃からの意識啓発
- ③ リサイクル・環境の活動拠点の活用
- ④ 事業者などとの連携と働きかけ



(2) 発生抑制・再使用の促進

- ① 食品ロスの削減【重点・新規】
- ② 使い捨てプラスチック類の削減【重点・新規】
- ③ 再使用（リユース）の促進



(3) 事業者としての区の取り組み

- ① 環境マネジメントシステム（EMS）の運用
- ② 再生品の利用促進



(1) 資源分別の徹底

- ① 分別に対する意識の向上と排出指導の充実
- ② 紙類の分別の徹底【重点・継続】
- ③ プラスチック製容器包装などの分別の徹底【重点・継続】

2 多様なリサイクルによる資源循環の推進



(2) 事業系ごみの適正処理と循環利用の促進

- ① 事業用大規模建築物・事業用建築物への指導・助言の充実【重点・継続】
- ② 小規模事業所への排出指導の充実【重点・継続】
- ③ 食品廃棄物の削減【重点・継続】
- ④ 資源化ルートなどの確保に対する検討



(3) 多様な資源回収の推進

- ① 集団回収の促進
- ② 粗大ごみなどからの資源回収の拡大
- ③ 拠点回収の推進
- ④ リサイクル推進協力店制度の見直し【新規】

3 人の環（わ）で築く清潔で快適なまち



(1) 安心して清潔なまちづくりの推進

- ① 安心・安全なごみ収集・資源回収のありかたの検討【重点・新規】
- ② まちの美化の推進
- ③ 集積所の美化の推進
- ④ 有害物・危険物の排出方法の周知徹底【新規】



(2) 交流・連携の促進

- ① 区民・事業者などとの交流・連携の促進【重点・継続】



(3) 環境負荷の低減

- ① 収集・運搬体制における環境負荷の低減
- ② 中間処理・最終処分における環境負荷の低減

中央区災害廃棄物処理計画

本区における災害廃棄物（がれき、ごみ、し尿など）の処理に係る平常時、初動期、応急対策期、災害復旧・復興期の対応について定める「中央区災害廃棄物処理計画」を策定しています。

本計画では、大規模災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正に処理することにより、早期の復旧・復興を図る取り組みをまとめています。



大きな災害時のごみの分け方・出し方

大きな災害時には、一度に大量の災害廃棄物が発生します。

この災害廃棄物が分別されずに出されると、処理に長い時間がかかります。早期の復旧・復興に向けて、災害廃棄物を以下のとおり分別の上、それぞれの持ち込み先に出していただくようご協力をお願いします。災害廃棄物の排出方法などについては、災害発生後に区のホームページでお知らせします。

また、生活ごみは、被災状況にもよりますが、各家庭にて約3日間の保管をお願いします。

ごみの種類	ごみの分別（例）	持ち込み先	設置場所など
被災によって出る 片付けごみ	可燃物：家具類、布団、畳、木くず、可燃系混合物など 不燃物：ガラス、陶磁器、コンクリートがら、 不燃系混合物など 家電：家電4品目（テレビ、エアコン、洗濯機・ 衣類乾燥機、冷蔵庫）小型家電、パソコン	地区集積所 ◎被災状況により、普段のごみ集積所となる場合もあります。	区の指定する公園など
家庭から出る 生活ごみ	燃やすごみ：生ごみ、衣類、 使用済み簡易トイレの汚物など 燃やさないごみ：ガラス、陶磁器、金属類など 資源：段ボールなどの紙類、瓶、缶、 ペットボトル、プラスチック製容器包装	通常利用している ごみ集積所 ◎被災状況により、区から代替集積所をお知らせする場合があります。	収集が再開されてから 出してください。
避難所ごみ		避難所の ごみ集積所	避難所内（避難所が閉鎖するまで）

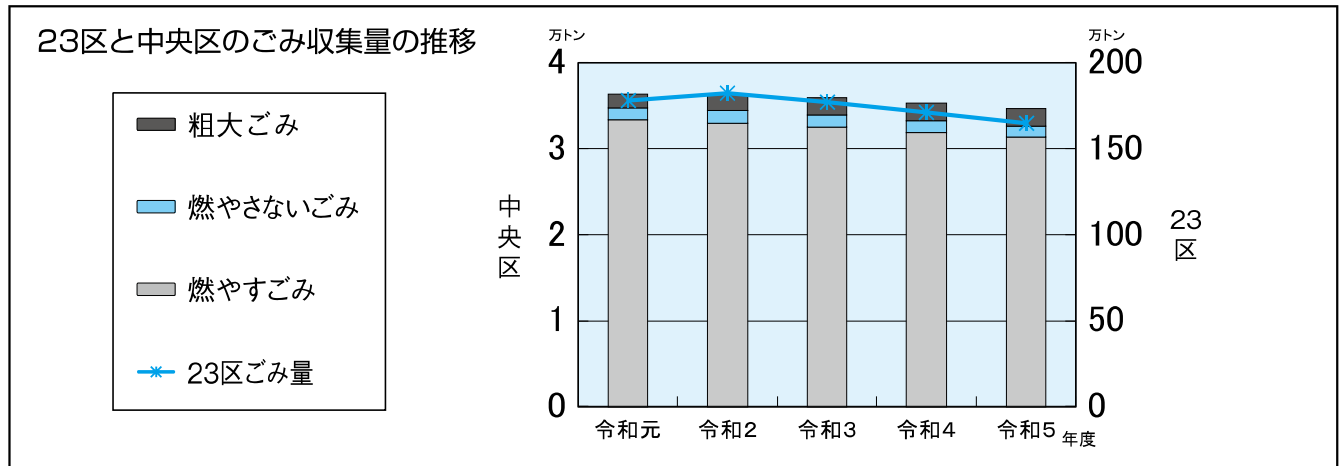
問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 清掃事業係 ☎ (3562) 1523

中央区のごみと資源の現状

ごみ収集量の推移

令和元年度以降のごみの収集量は、23区では、令和2年度は前年度より増加しているものの、令和元年度と令和5年度を比較すると減少しており、中央区も減少しています。またごみの種類別（令和元年度と令和5年度の比較）で見ると、粗大ごみは令和元年度より令和5年度は増加していますが、燃やすごみ、燃やさないごみは減少しています。



【中央区】

単位: t (トン)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
燃やすごみ	33,357	32,918	32,499	31,885	31,350
家庭系	19,047	18,796	18,557	18,206	17,901
事業系	14,310	14,122	13,942	13,679	13,449
燃やさないごみ	1,352	1,494	1,405	1,389	1,315
家庭系	786	868	817	807	764
事業系	567	626	589	582	551
粗大ごみ	1,674	1,908	2,050	2,030	1,963
合 計	36,384	36,320	35,954	35,304	34,628
家庭系	21,507	21,572	21,424	21,043	20,628
事業系	14,877	14,748	14,531	14,261	14,000

【23区】

単位: t (トン)

23区ごみ量	1,782,161	1,821,459	1,767,310	1,711,764	1,648,837
--------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

※端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

令和5年度に中央区で収集したごみ量は34,628 t (事業系含む)。このうち、家庭から出たごみ量は20,628tなので、区民一人あたりに換算して計算すると、

年間 約117kg → 1日にすると 約321g のごみを出している計算になります。

(令和5年10月1日現在の人口175,982人で算出)

ごみの処理費用

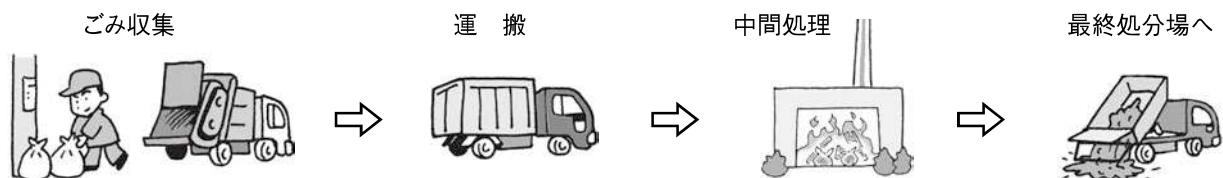
令和5年度における23区全体のごみの処理に要する費用は、
ごみの量1トン当たり・・・**約71,569円** かかっています。



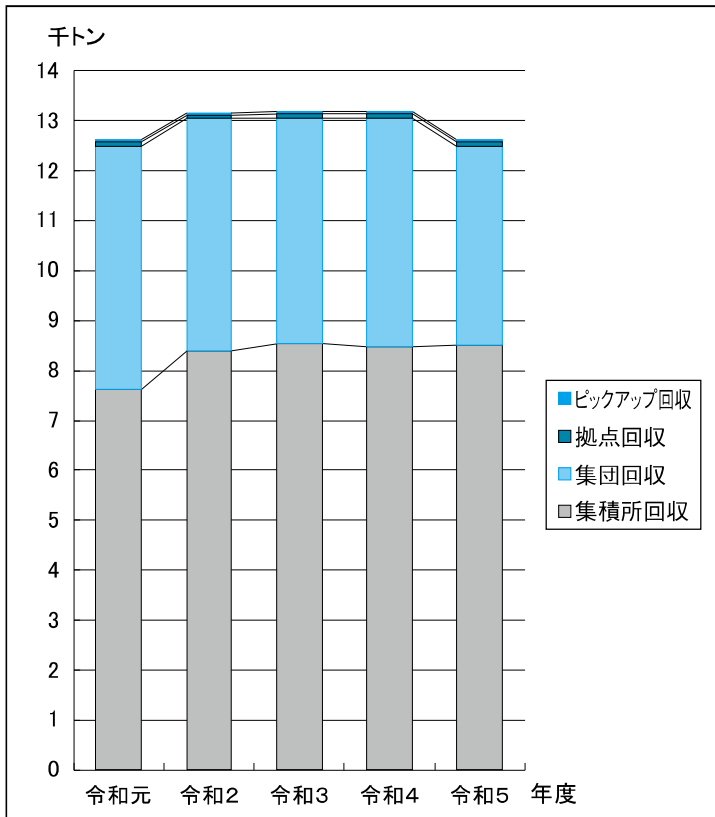
◆ ひとことメモ ◆

処理費用とは、ごみの収集から運搬・最終処分までにかかる費用のことをいいます。

— 例 (燃やすごみの場合) —



(1) 回収種類別資源回収量の推移



中央区では、資源を区の集積所で回収する**集積所回収**、町会・自治会等で協力して資源の回収を行う**集団回収**、区の施設などで回収を行う**拠点回収**、区の集積所に出された粗大ごみから、小型家電を選別し、資源の回収をする**ピックアップ回収**と、4つの形態で資源の回収を行っています。

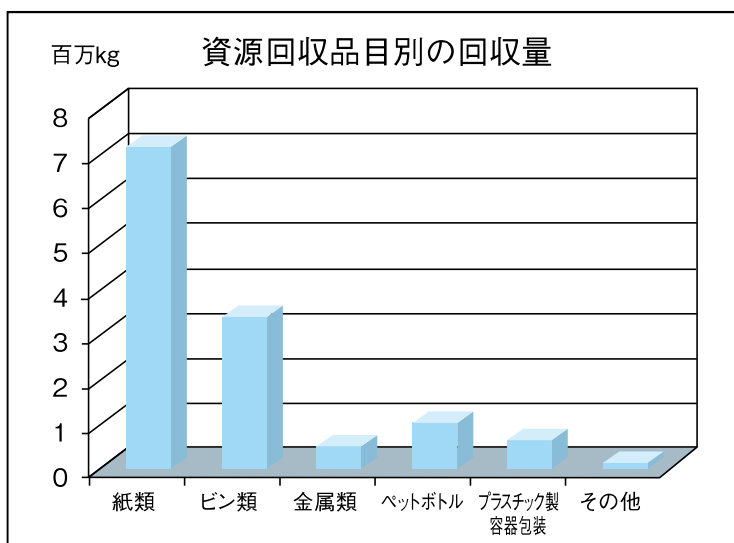
左のグラフは過去5年間の資源回収量を表しています。

令和元年度～令和4年度の資源回収量は増加傾向にありましたが、令和5年度は集団回収量の減などによって前年度よりも少なくなりました。

単位：kg

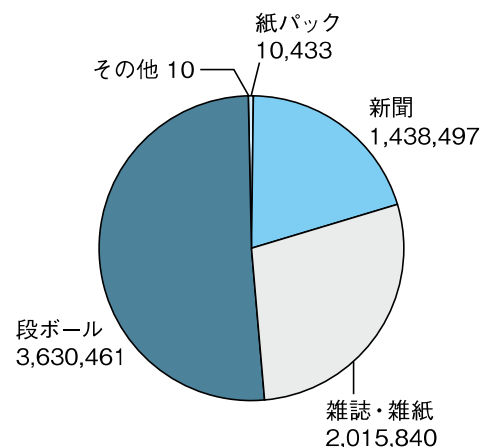
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
集積所回収	7,629,700	8,380,745	8,526,890	8,475,060	8,519,650
集団回収	4,862,678	4,678,311	4,519,655	4,581,931	3,970,554
拠点回収	94,059	45,297	88,868	92,235	92,561
ピックアップ回収	10,190	10,320	10,330	10,010	9,850
合計	12,596,627	13,114,673	13,145,743	13,159,236	12,592,615

(2) 令和5年度資源回収品目別の回収量



(3) 紙類回収量の内訳

単位：kg



単位：kg

紙類	ビン類	金属類 ^{※1}	ペットボトル	プラスチック製容器包装	その他 ^{※2}
7,095,241	3,324,200	467,972	993,831	609,930	101,441

※1 缶類、金属製のなべ・やかん・フライパン

※2 食品用発泡スチロールトレイ、廃食用油、布類、電池類、蛍光灯、水銀使用製品、小型家電

3 R（スリーアール）の推進

3 Rとは

循環型社会を実現するためには、何より私たち一人一人がごみを出さないように取り組むこと（Reduce：リデュース）。それでも不用なものがでてしまうときは、ごみとして捨ててしまう前に、もう一度繰り返し使えるかどうかを考え、再使用すること（Reuse：リユース）。そして、どうしても再使用できない場合は、きちんと分別して再び資源として利用する（Recycle：リサイクル）が必要です。

この3つの行動が、ごみ減量につながり、循環型社会への一歩となります。

そのキーワードが…

Reduce：リデュース（P.14 参照）

Reuse：リユース（P.15 参照）

Recycle：リサイクル（P.15 参照）の頭文字をとった、
「3R（スリーアール）」です。



Reduce（リデュース）→ごみの発生抑制

まず、一番大切なのが第1のRである **Reduce（リデュース）**。つまり、ごみを出さないことです。

皆さんは次のような経験はありませんか。割り箸やスプーンなど無料でもらえるものは良く考えずにもらってしまう。バーゲンなどで値段が安くなっていると、買うつもりがなかったものまで買ってしまう。無駄だと分かっているのに、買ったときにきれいに包装してもらう。

どうですか？こんな経験はありませんでしたか。このような小さな行動の積み重ねが、大量のごみを発生させる大きな原因となっているのです。

こうならないためにも、“**不用なものは持たない、買わない、もらわない、作らない**”つまり、ごみを発生源から断つことが大切なのです。

実践してみよう！

- ☆マイバッグ・マイカップ・マイボトルを利用する。
- ☆余分な袋や過剰包装は断る。
- ☆使い捨ての商品はなるべく買わないようにする。
- ☆食べ残しをしない。
- ☆フードドライブを利用する。
- ☆生ごみは、水分を切って捨てる。
- ☆物を買うときは、長く使えるもの、修理可能なものを選ぶようにする。



◆ ひとことメモ ◆ ～生ごみ水切りダイエット～

私たちが毎日出している生ごみには多くの水分が含まれています。水分が多いと重量が増すばかりでなく、悪臭や腐敗の原因にもなります。生ごみの水分を切ることは、ごみの減量だけでなく、収集効率や清掃工場での焼却効率も向上するため、省エネルギーにつながります。

生ごみは、ごみに出す前に日光にあてて乾燥させたり、手でしぼる。

皆さんの家庭で1日1回、生ごみの水分を20ml減らすことで、年間約778トン（※）の生ごみを減らすことができます。ごみ減量のために、「生ごみ水切りダイエット」に取り組みましょう！

※令和7年1月1日現在の世帯数106,555世帯 20ml×106,555世帯×365日

Reuse（リユース）→ 再使用

第2のRは、Reuse（リユース）。つまり、何回も繰り返し使うことです。

皆さんは、使わなくなったからといって、安易に捨ててしまっていないですか。捨てるのは簡単です。

ごみにしてしまう前に使えるものを次の人につなげられないでしょうか。自分が要らなくなったものでも、必要としている人がいるかもしれません。フリーマーケットに出品したり、リサイクルショップに買い取ってもらう。あるいは、不用品交換の掲示板を通じて欲しい人・必要な人に譲ることで繰り返し使えることが出来るかもしれません。

ものは、貴重な地球の資源から作られています。必要な人に譲るなど、一つのものを繰り返し使う姿勢がものを大切にする心を育みます。ものを大切に、何かの役に立って欲しい「もったいない」という気持ちを持つことが Reuse（リユース）につながる第一歩です。

実践してみよう!

☆ビールびん、牛乳びん、酒びんなど、繰り返し使うことが出来る容器（リターナブルびん）を選ぶようにする。

☆ジモティーを活用する。

☆不用になったものを欲しい人、必要としている人に譲る。

※リサイクルハウスかざぐるま（P.38参照）や不用品交換システム（P.36参照）など区の事業を利用することもできます。

Recycle（リサイクル）→再生利用

第3のRは、Recycle（リサイクル）。つまり、資源として集めたものを新たな製品の原料や材料として、再び利用することです。

今まで、出来るだけごみになるものを減らし（リデュース）、使えるものは再使用する（リユース）、ということをして、人間が生活していると最終的にはどうしてもごみとなってしまいます。しかし、そのごみも何でもごちゃ混ぜにして捨てずに素材ごとに分ければ、原料としてもう一度使えるものがたくさんあります。

資源にできるものを焼却したり、埋め立ててしまうとせっかくの資源が無駄になってしまい、新たに資源を調達しなければなりません。ごみを焼却するにも経費がかかり、埋め立てる場所も少なくなってきました。また、当然のことながら地球環境にも負荷をかけることになります。

リサイクルは、ごみの分別なくしては成り立ちません。**資源は資源としてきちんと分ける**。分けて出すまでが使った人の責任です。皆さん、ごみと資源の分け方・出し方（P.44～P.47参照）のルールに従って、ごみと資源をきちんと分けて出しましょう。

実践してみよう!

☆地域の集団回収や拠点回収に協力する。

☆分別ルールに従って、ごみと資源を正しく分ける。

☆リサイクルされた商品（再生品）を積極的に使用する。

（紙やプラスチックなどをリサイクルしてできたノートやボールペンなど、環境に優しいエコマークやグリーンマークなどが入ったものを購入する。）

処理の流れ

3R（スリーアール）を心がけることによって、ごみとして出すものは、かなり減らすことができます。

しかし、それでもごみは出てしまいます。出てしまったごみを処理する段階で求められるのは、ごみの性質に応じて、安全かつ適正な処理をすること。そして、その処理に伴い発生するエネルギーを有効活用することです。

中央清掃工場では、ごみを焼却する際にダイオキシン類などの環境汚染物質の排出を抑え、ごみを焼却する時に出る熱エネルギーを施設の熱源として利用したり、発電を行うなど、ごみ処理に伴い発生するエネルギーの有効活用を図っています。

収集・運搬

現在、区内には約6,000カ所の集積所があります。収集回数は、燃やすごみ- 週2回、燃やさないごみ- 週1回、プラマーク- 週1回、資源- 週1回を基本にしています。また、家庭から排出された粗大ごみは事前申込みにより、有料で収集しています。

収集・運搬業務は、中央清掃事務所で行っています。



中間処理

現在、ごみの中間処理は23区共同で設置している東京二十三区清掃一部事務組合が行っており、23区全体との連携と調整を図りながら実施しています。中間処理については、燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみでそれぞれ処理の形態が異なります。

燃やすごみ

中央清掃工場

【施設の概要】

所 在 地	中央区晴海五丁目 2 番 1 号		焼 却 炉	単胴水管式自然循環廃熱ボイラ
敷地面積	約29,000㎡		処理能力	600t/日（300t/日・炉×2炉）
規 模	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地下1階・地上5階	排ガス 処理設備	ろ過式集じん器 洗煙設備 触媒反応塔
	煙突	地上高 約180m		

余 熱 利 用

中央清掃工場では、1日当たり600tの燃やすごみを焼却する能力を持っています。そして、ごみを焼却する際に出る熱エネルギーを、有効に利用しています。

清掃工場では、熱エネルギーから蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機で発電をしています。これにより、工場内の電力をまかなうとともに、隣接する晴海地域交流センター「はるみらい」にも供給し、余った電力は電力会社に売却します。また、この熱エネルギーは工場内と晴海地域交流センター「はるみらい」での給湯や冷暖房にも利用されるほか、晴海西小・中学校の温水プールで利用しています。

このように、最終的に残ってしまったごみについても、焼却に伴う熱エネルギーを回収し、発電や余熱利用という別の形で利用することで、資源として有効活用しています。

【公害防止対策】

燃焼温度の適正な管理と最新の設備により、公害防止対策には万全を期しています。

大気汚染物質については、大気汚染防止法に定められている規制値よりさらに厳しい自己規制値を設け、これを遵守しています。また、ダイオキシン類に関し、煙突からの排ガス・飛灰・焼却灰中のダイオキシン類濃度については、ダイオキシン類対策特別措置法に定める規制値を、工場からの排水中のダイオキシン類濃度については下水道法に定める規制値を遵守しています。

※測定値については、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」や東京二十三区清掃一部事務組合のホームページ（<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>）によりお知らせしています。

【水銀を含むごみに注意！】

23 区内の清掃工場で、水銀が混入したごみが原因で焼却炉が停止する事態が発生しています。

清掃工場の焼却炉が停止すると、23 区全体のごみの処理など区民生活に重大な影響を及ぼし、復旧するまでに多くの時間と多額の費用がかかります。

正しい分別方法でごみを出すようご協力をお願いします。（「水銀を含むごみ」の出し方は P.44 を参照）

また、家庭から出る体温計・血圧計・温度計【水銀式のもの】は、拠点回収にて回収を行っています。（拠点回収（体温計・血圧計・温度計【水銀式のもの】）は P.27 を参照）

燃やさないごみ ▶ 民間の廃棄物処理施設

本区では、燃やさないごみは、リサイクル率の向上とごみの減量化を図るため、令和 2 年度から民間の廃棄物処理施設に搬入し選別したのち、水銀含有廃棄物および金属類は原料として回収するとともに、その他のガラス・陶磁器等は破碎し、RPF やフラフなどの燃料にして資源化しています。

※RPF…ペレット状に圧縮した固形燃料 フラフ…シート状のものを細かく裁断した燃料

粗 大 ご み ▶ 月島粗大中継所 ▶ 粗大ごみ破碎処理施設（一部は直接民間の廃棄物処理施設）

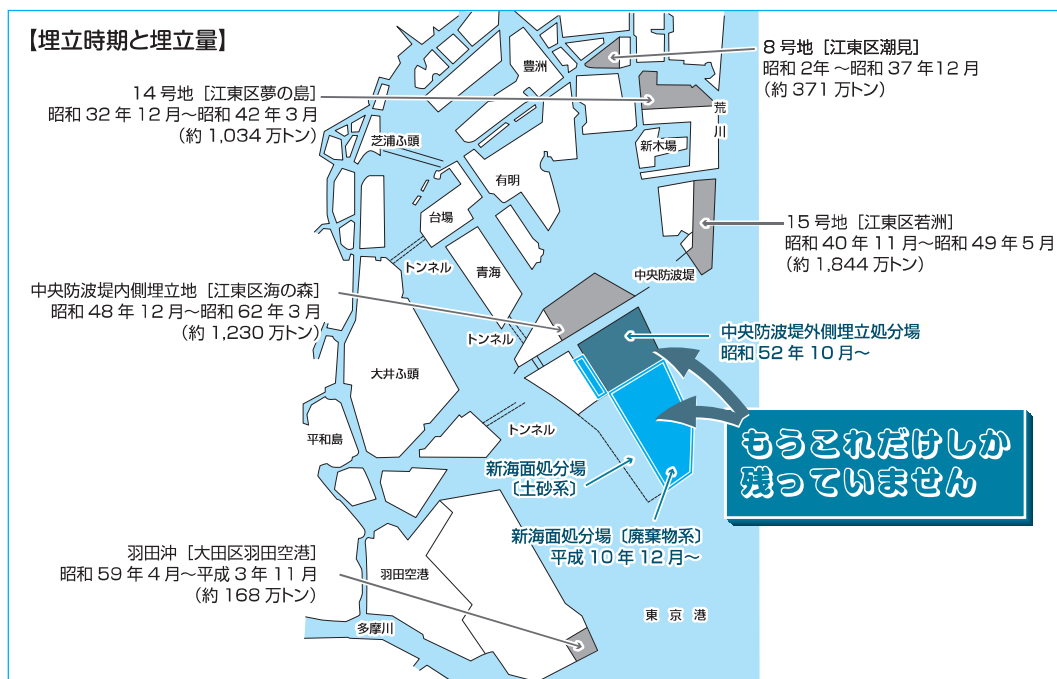
本区では、粗大ごみは、月島粗大中継所に搬入したのち、小型家電をピックアップして民間の廃棄物処理施設に搬入し、原料として資源化しています。それ以外の粗大ごみは粗大ごみ破碎処理施設に搬入し、破碎および減容して資源物（鉄分・アルミニウム）を回収したのち、燃えるものは清掃工場へ運び焼却処理を行い、燃えないものは埋立処分をしています。また、収集した一部の粗大ごみは、リサイクル率の向上とごみの減量化を図るため、令和 4 年度から民間の廃棄物処理施設に搬入し選別したのち、水銀含有廃棄物および金属類は原料として回収するとともに、それ以外は RPF やフラフなどの燃料にして資源化しています。

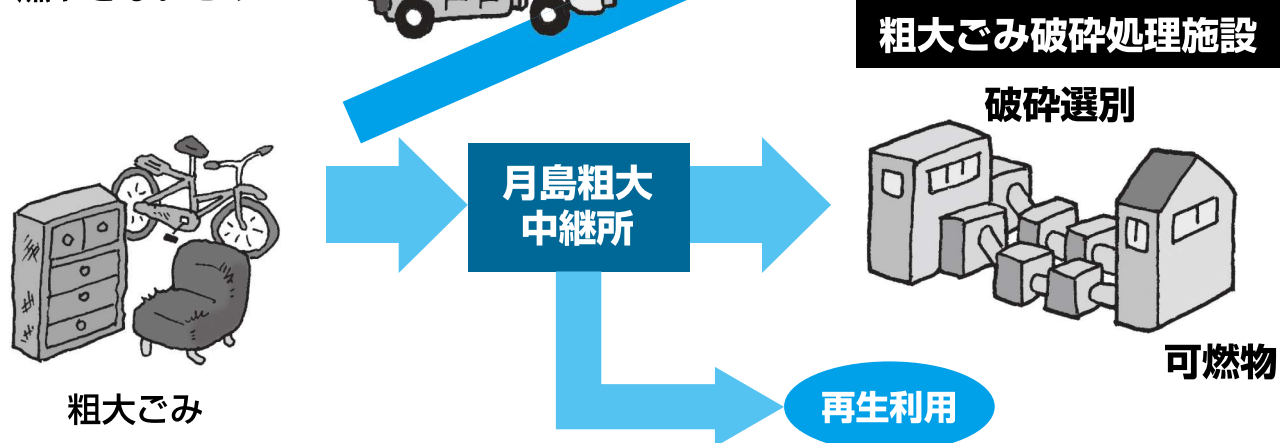
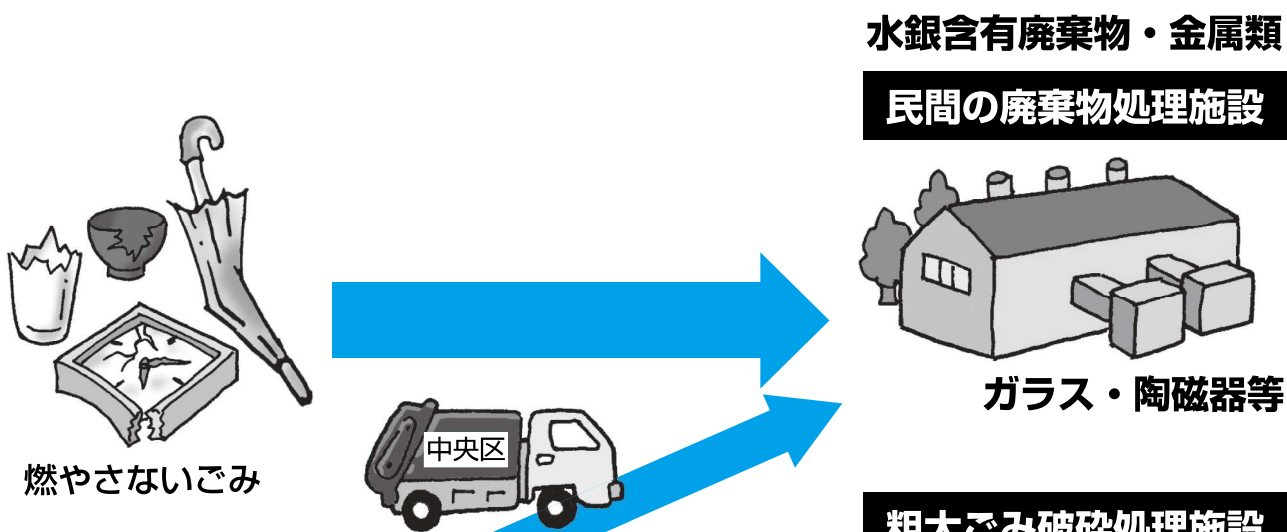
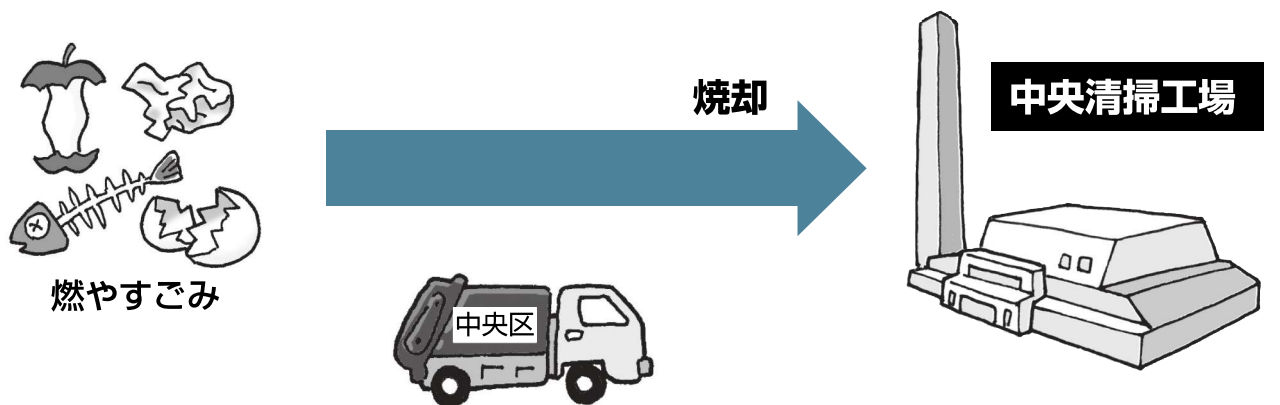
最 終 処 分

清掃工場で焼却処理した後の灰は、セメントの原料にし、建設資材などとして有効利用されるほか、一部の焼却灰とともに埋立処分されます。

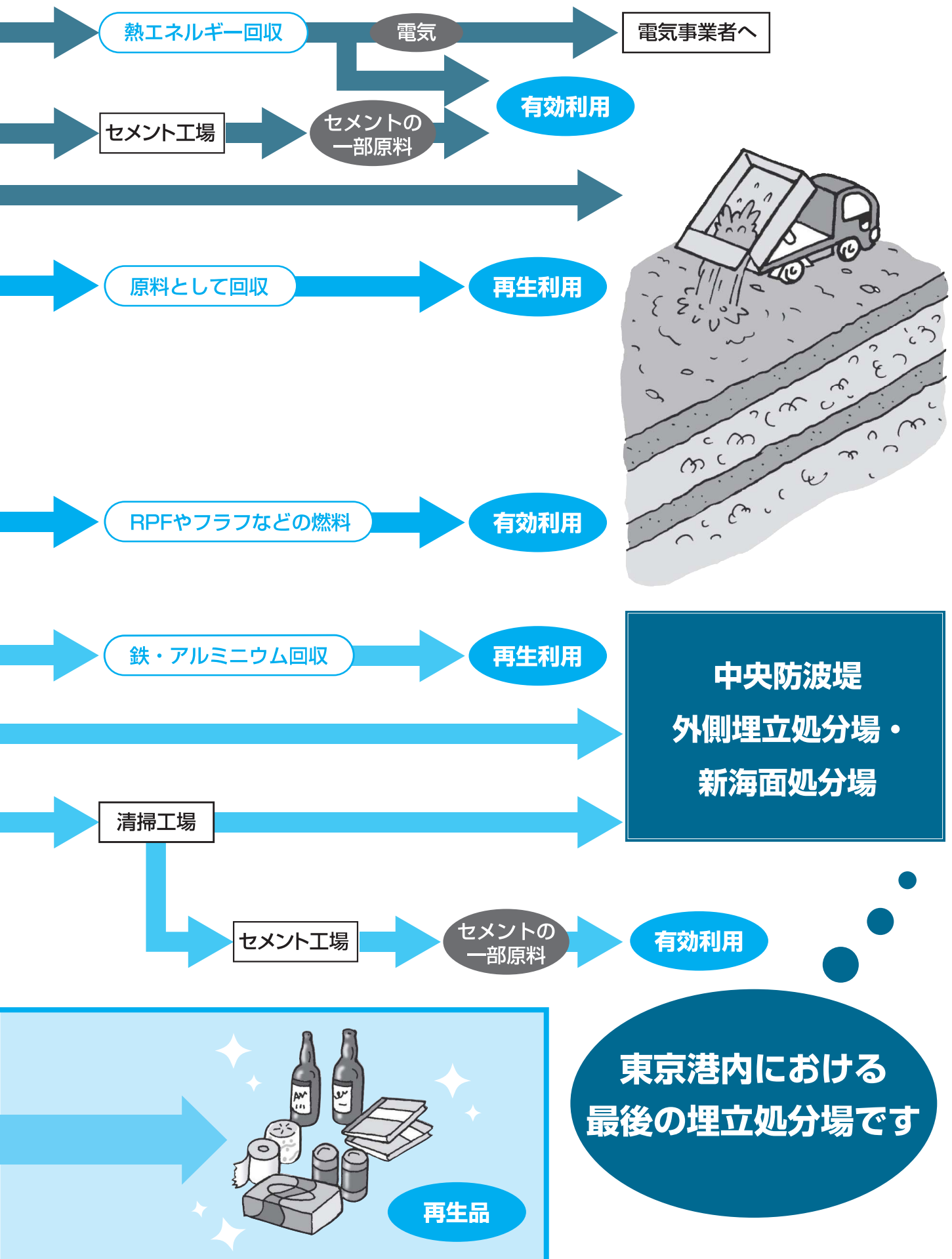
新海面処分場は、東京港に確保できる最後の処分場と言われています。この貴重な処分場を一日でも長く使用していくため、一層のごみの発生抑制、減量・リサイクルが求められています。

23 区では、平成 20 年度から廃プラスチック類の サーマルリサイクル (P.22 参照) を本格実施し、プラスチックごみやゴム・皮革製品を燃やさないごみから燃やすごみに変更しました。中央区では、平成 21 年度からプラスチック製容器包装を資源として集積所回収するなど可能な限りリサイクルを進め、最終処分場のさらなる延命を図っています。





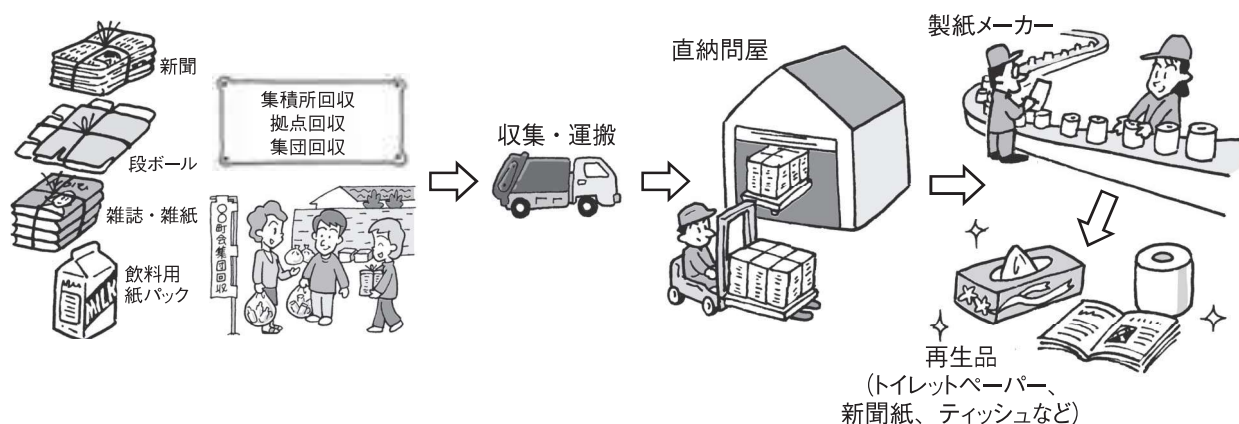
民間業者・
問屋



リサイクルのしくみ

紙類のリサイクル

紙は、植物繊維から作られており、再生に適した資源です。古紙利用製品の需要が高まれば、生産と流通は促進されます。使い終わった紙や紙製品は捨てずに資源として出し、率先して再生品を使用することが大切です。



◆ ひとことメモ ◆ ～紙ごみ減量作戦～

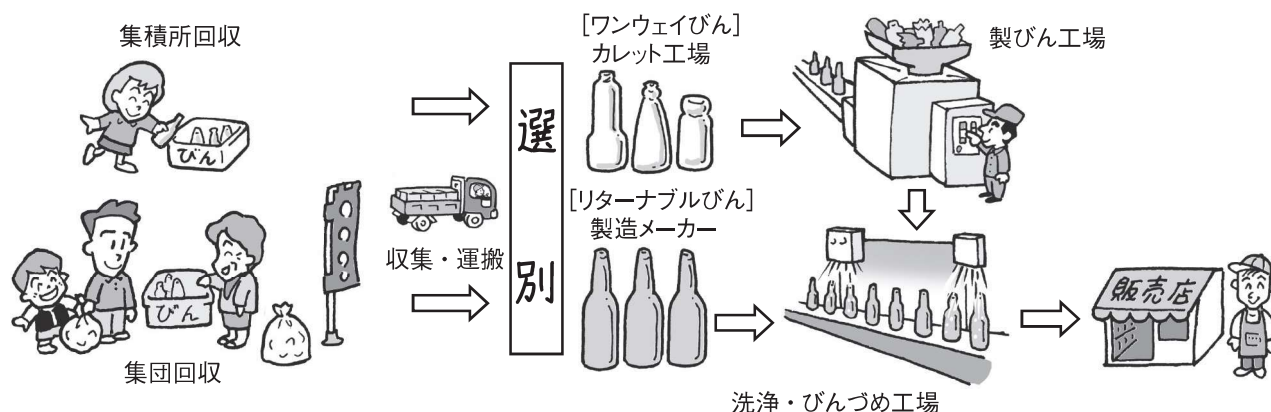
令和元年度に実施した「ごみ排出実態調査」によると、家庭から排出された燃やすごみのうち16.6%が資源化可能な紙類でした。

紙類はきちんと分別をすれば、その多くが資源として新しい製品に生まれ変わることができます。紙類の中には、燃やすごみと間違えやすいティッシュ箱やはがき、封筒やお店でもらう紙袋などの「雑紙(ざつがみ)」があります。これらをきちんと分別して、ごみ減量につなげましょう！

びんのリサイクル

ガラスびんは、ビールびんや一升びんなど洗って何度も繰り返し使用できるリターナブルびんと、ドリンク剤など1回限りの使用のワンウェイびんに区別されます。

近年、リターナブルびんに比べ、ワンウェイびんの使用が増え、ごみとして排出されています。しかし、ワンウェイびんもきちんと資源として集め、粉々に砕いてカレットとして利用すれば、新しいびんや建築資材などに生まれ変わることが出来ます。



◆ ひとことメモ ◆ ～カレットって?～

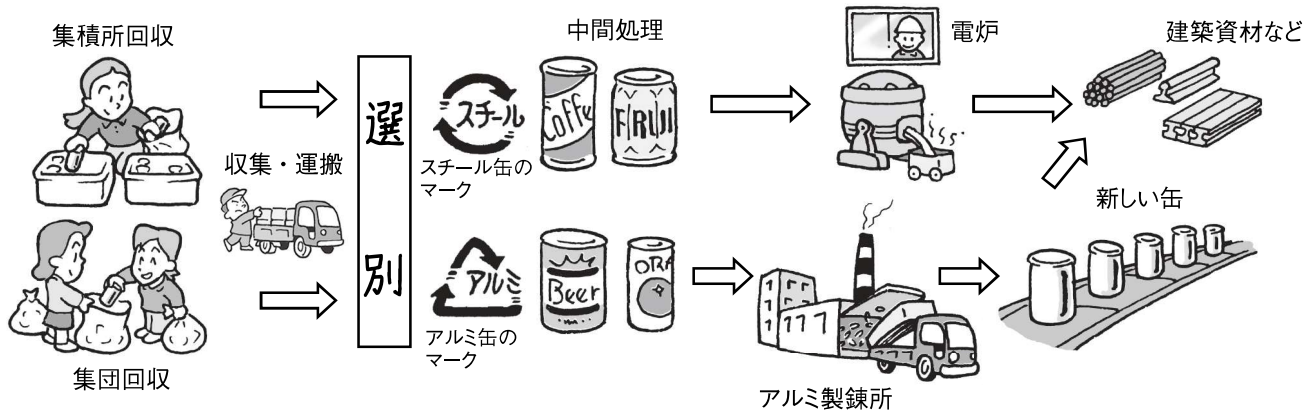
カレットとは、ガラス熔融時に原料に加えて使用するガラスくず全般のことをいいます。資源として回収されたワンウェイびんや再使用できなくなったリターナブルびんなどは、色別に分類後、小さく破碎されカレットになります。

カレットはバージン原料よりも低温で溶けるため、新しいびんを作るのに資源・エネルギーの節約になります。また、新しいびんを作る以外にも、舗装道路などの土木資材や断熱材などにも再利用されています。

缶のリサイクル

飲料缶・缶詰、海苔や菓子の缶など私たちの生活に身近な缶は、貴重な資源として 9 割以上がリサイクルされています。

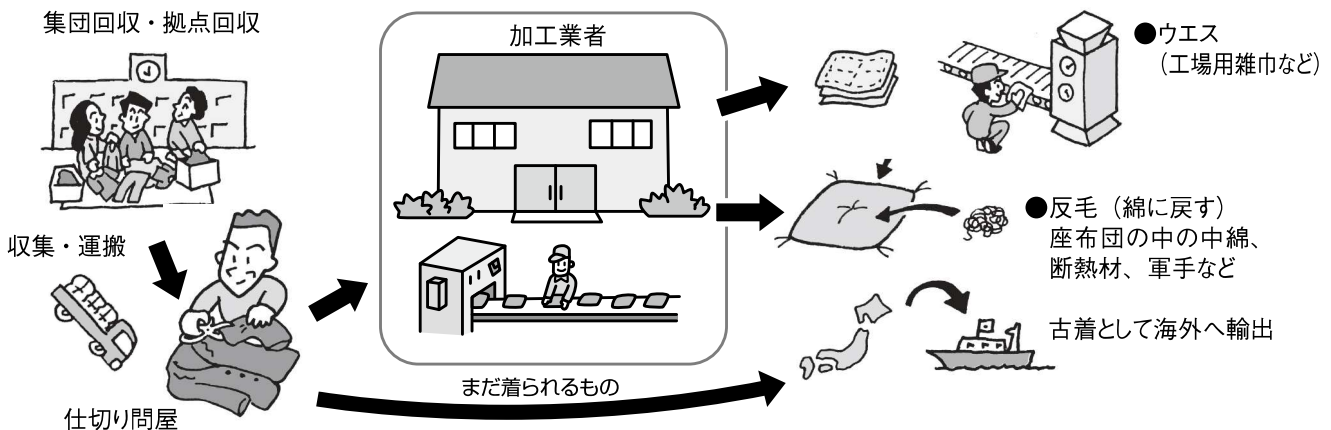
これらの缶を一回使っただけで捨ててしまうのは、ごみが増えるばかりでなく、資源やエネルギーを無駄にしていることと同じです。



布類のリサイクル

私たちの生活から多く出る布類は、ほぼ 100% リサイクル可能な資源です。

不用な布類も集団回収や拠点回収を利用すると、綿に戻してじゅうたんの裏地や断熱材などに再生されたり、まだ着られるようなものは海外へ輸出して再利用されます。

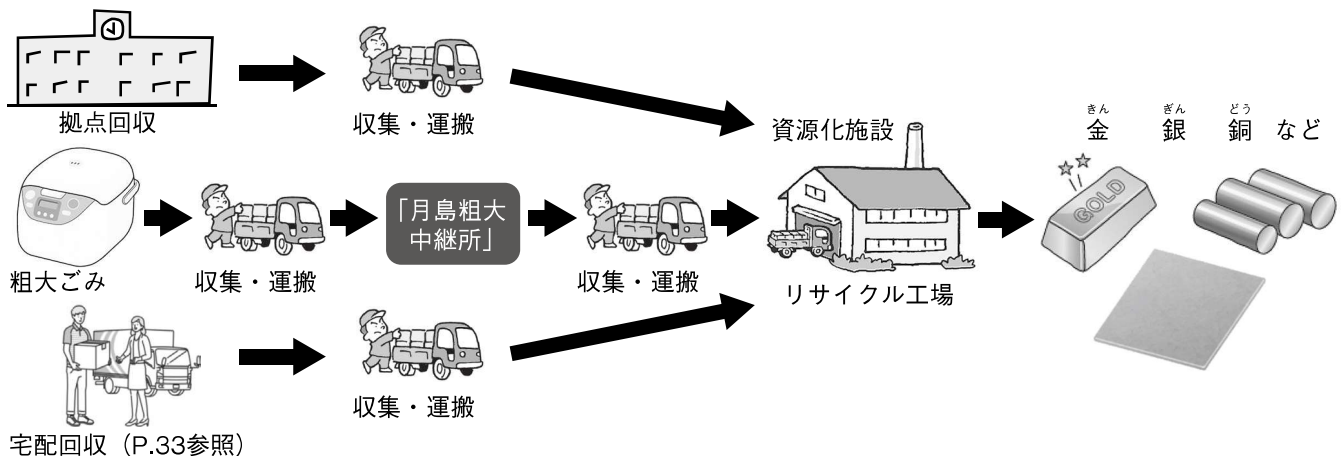


【注意】 下記のものは、リサイクルできません。

リサイクルできない主な製品	出し方
革製品、雨がっぱ、ストッキング、スキーウェア、ぬいぐるみなど	燃やすごみへ
布団、座布団、毛布、マットレス、じゅうたん、カーペットなど	粗大ごみへ

小型家電のリサイクル

携帯電話、携帯音楽プレーヤーなどの小型家電は、貴金属やレアメタルなどの有用金属を含んでおり資源化に適した資源です。小型家電に含まれる金・銀・銅などは様々な製品の原料として再利用されています。



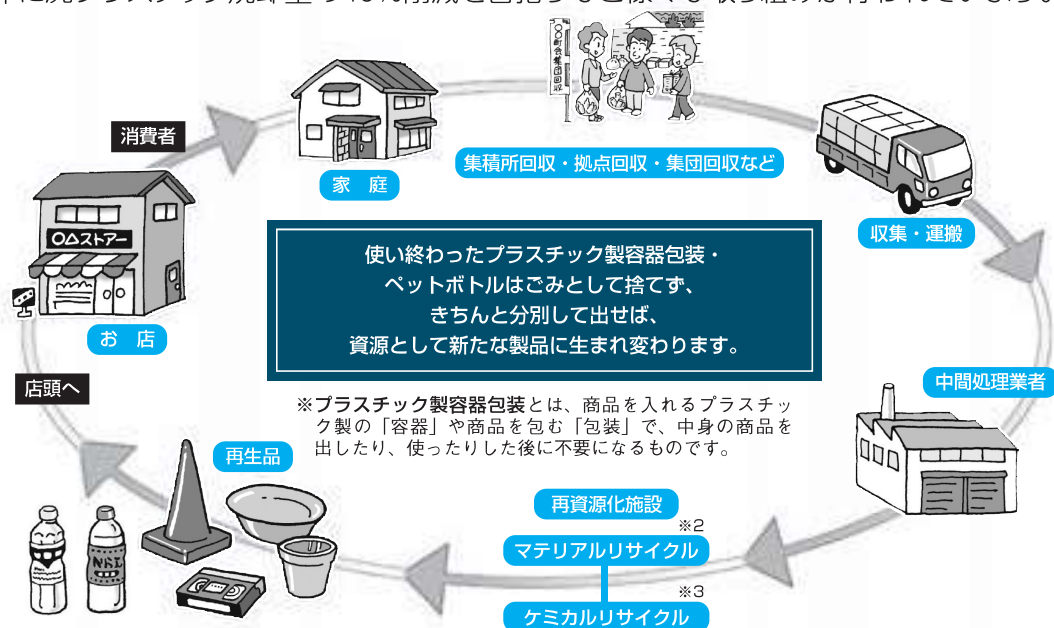
プラスチックのリサイクル

プラスチックは、軽くて強く、錆びたり腐ったりしない上、色や形など自由に加工できるという優れた特徴のある材質であるため、さまざまなところで利用されています。しかし、たくさん使われるようになると、使用後にごみとして捨てられる量も多くなり、長い間分解しないプラスチックごみは問題となっていました。

そこで中央区では平成18年度から、ペットボトルを資源として集積所で回収するとともに、平成20年度から、プラスチックごみなど（ペットボトルを除く。）のサーマルリサイクル※1をはじめました。

さらに、平成21年度からプラスチックごみのうちプラスチック製容器包装を資源として集積所で回収することにより、原料の石油の使用量を減らしたり、新しい製品を作るのに必要なエネルギーを削減するなど、さらなる資源の有効活用を進めています。

また、近年では陸から海に流出したプラスチックが地球規模で広がり、海洋を汚染し、生態系にも影響を与えています。海洋プラスチックは国際的な問題となっており、プラスチックの排出抑制や資源循環を図るなど、その対策が世界的に行われています。こうした中、国は「3R+Renewable（代替素材）」を基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」を策定し、レジ袋の有料化（無償配布廃止）を開始するとともに、令和4年4月には「プラスチック資源循環法」を施行して、市区町村によるプラスチックの分別収集・リサイクルの推進や環境に配慮したプラスチック製品の認定などを定めました。東京都でも「プラスチック削減プログラム」を策定し、2030年に廃プラスチック焼却量の40%削減を目指すなど様々な取り組みが行われています。



◆ ひとことメモ ◆ ～リサイクル?～※1・2・3

▼※1 サーマルリサイクルとは

廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを利用したり、廃棄物を固形燃料にして利用することをいいます。中央清掃工場では、晴海地域交流センター「はるみらい」の施設や清掃工場の発電設備などに利用しています。

▼※2 マテリアルリサイクルとは

廃棄物を材料別に分けて溶かし原料に戻して、再利用することをいいます。

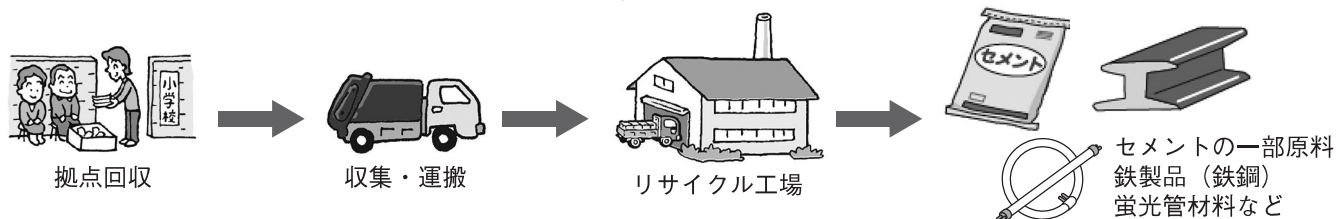
▼※3 ケミカルリサイクルとは

廃棄物に熱や圧力を加え、元の酸素や水素などの基礎化学原料に戻して、再生利用することをいいます。現在そのリサイクルの手法としては、プラスチックのコークス炉化学原料化、ガス化による化学原料化、油化、高炉還元剤としての利用などがあります。

水銀製品のリサイクル

水銀は、乾電池（一次電池）、蛍光管や体温計・血圧計など、私たちの暮らしの中で広く使われています。しかし、水銀は有害な物質でもあり、正しく排出しないと、大気や水を通じて健康被害や環境汚染をもたらすおそれがあります。

中央区では、適正排出と資源化の拡充を図るため、平成28年度から体温計・血圧計・温度計（水銀式のもの）を拠点回収しています。



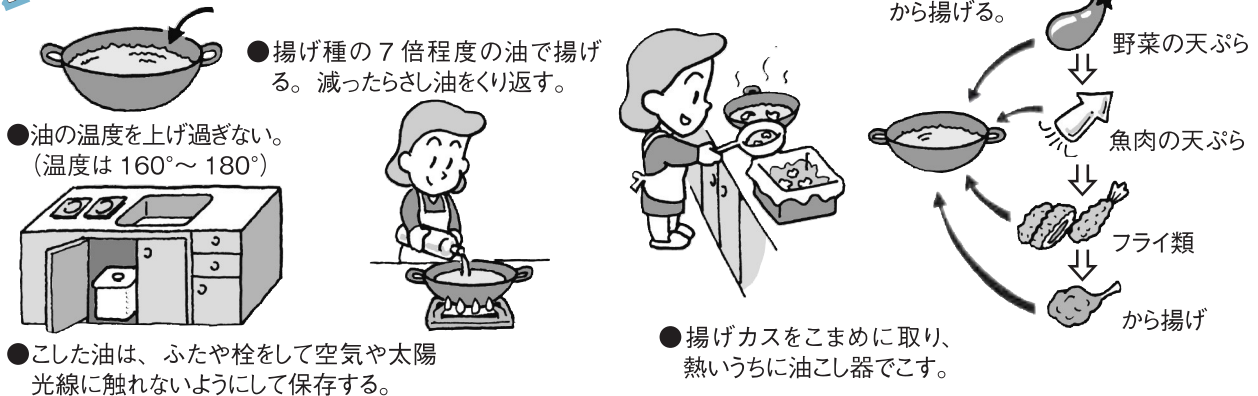
廃食用油のリサイクル

食用油は、毎日の料理には欠かせないものですが、使い終わった廃食用油をそのまま下水道に流すと、下水管の中で固まって詰まったり、悪臭の原因となる上、海や河川に流出し、自然環境に悪影響を与えてしまいます。

資源として回収すれば、燃料や家畜の飼料などにリサイクルすることができます。中央区では拠点回収で回収していますが、まず第一に考えたいのは無駄な廃食用油を作らないようにすること。揚げカスをこまめに取り除く、適量で調理するなど無駄なく使い切る工夫を忘れないようにしましょう。



エコポイント「廃食用油を作らない方法」



電池のリサイクル

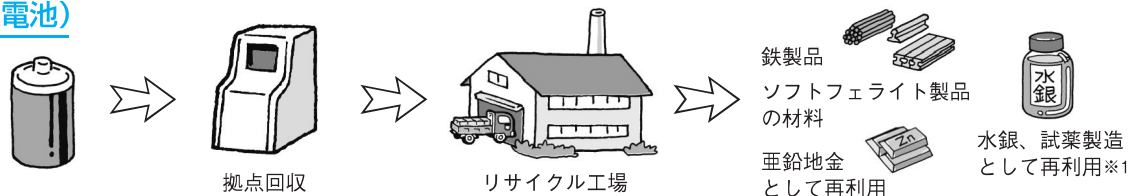
私たちが日常使う電池を大きく分けると、乾電池のような使いきりの電池（一次電池）と、充電して何度でも繰り返し使うことができる蓄電池（二次電池）に分けられ、形も筒型、角型、ボタン型とさまざまです。そのため、電池の種類によってリサイクルの仕組みも違ってきます。

電池の種類とリサイクル

注意）液漏れ、膨張した電池は危険物のため区では回収できません。

乾電池（一次電池）

- マンガン電池
- アルカリ電池



※1 水銀は、現在日本の乾電池には使われていませんが、一部輸入乾電池に使われています。

ボタン電池（一次電池）

- アルカリボタン電池
- 酸化銀電池



※2 回収協力店（電器店、時計店、カメラ店など）にあります。
協力店はHP（URL：<http://www.botankaishu.jp/m/top.php>）より検索できます。

充電式電池（二次電池）

- ニカド電池
- ニッケル水素電池
- リチウムイオン電池



※3 回収協力店（電器店、自転車販売店など）にあります。右記のマークが目印です。→
協力店はHP（URL：<https://www.jbrc.com/>）より検索できます。

食品ロスとは

売れ残ったり、食べ残したりして、食べられるのに捨てられてしまう食品のことを食品ロスといいます。日本では、1年間で約472万トンの食品ロスが発生しており、これは日本人1人当たり、毎日おにぎり1個に近い量（約103g）の食べ物を捨てていることになります。中央区でも、家庭から出る燃やすごみのうち未利用食品（手付かずの食品）が約5%を占めており、限りある資源を有効に活用するため、食品ロスの削減が求められています。

国・地方公共団体や事業者、消費者など一体となって食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスを削減するための様々な取り組みが行われており、区でもフードドライブや「ちゅうおう食べきり協力店」を実施しています（P.32、P.43を参照）。家庭でも“食品を「買い過ぎ」「使い切る」「食べきる”、“残った食材は、別の料理に活用する”、“外食時に食べ残しをしない”、“消費期限」と「賞味期限」を理解する”など、食品ロスを減らす取り組みを始めましょう。

消費期限	賞味期限
長く保存がきかない食品（弁当、ケーキなど）	傷みにくい食品（カップ麺、缶詰など）
未開封で、保存方法を守った場合 「安全」に食べられる期限	未開封で、保存方法を守った場合 「おいしく」食べられる期限

食品ロス削減のために ～私たちにできること～

買い物のとき

- ・ 買い物前に冷蔵庫や食品庫にある食品を確認する。
- ・ 使い切れる分だけ購入する。
- ・ すぐに食べるものは、商品棚の手前から取る「てまえどり」を実践する。

保存のとき

- ・ 食材に応じて適切に保存する。
野菜は下茹で・冷凍するなど下処理して保存する。
- ・ 定期的に冷蔵庫を点検し、期限間近・期限切れの食品がないか確認する。

調理のとき

- ・ 残っている食材から優先して使う。
- ・ 食べきれる量を調理し、作りすぎないようにする。
- ・ 残った料理は、リメイクレシピで工夫して食べる。

外食のとき

- ・ 注文は食べられる分だけ注文する。
（ハーフサイズや小盛メニューを活用）
- ・ 宴会の時など、「3010運動」を呼びかける。
「3010運動」とは、開始30分の間に自分の席で料理を楽しみ、お開き10分前に食べきりタイムを呼びかける運動です。

問合せ先 環境土木部 中央清掃事務所 清掃事業係 ☎（3562）1523

第Ⅱ章 中央区の取り組み

区民への取り組み

集団回収

集団回収とは

町会や自治会、婦人会、PTAまたは10世帯以上の区民の方でグループを作り、資源（新聞、雑誌、空き缶など）を集め、独自に契約した資源回収業者に引き渡し、資源の再利用を図る自主的なリサイクル活動です。

区では現在**356団体**がリサイクル活動団体として登録し、活動しています。
（令和7年1月末現在）



集団回収の利点

回収品目などの設定

回収品目・日時・場所などを設定し、活動できます。

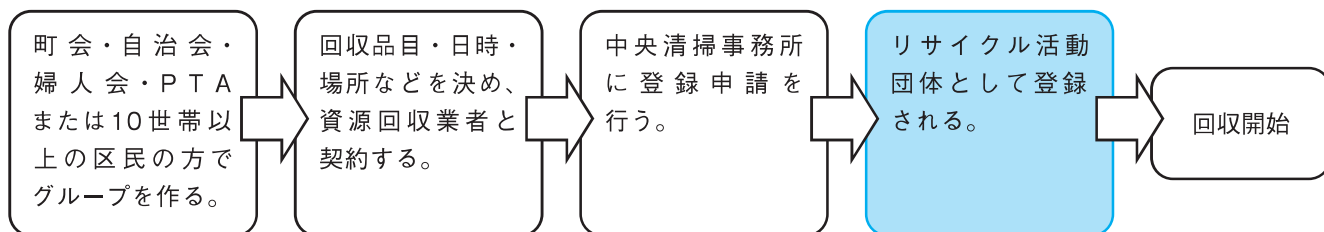
コミュニティづくり

世代を問わず参加でき、コミュニティの場が生まれます。

地域活動の活性化

助成金の活用により、地域活動の充実が図れます。

集団回収をはじめるには？



区の支援

●助成金の交付

回収実績のある団体に対し、回収量1kgにつき7円と半期ごとに12,000円を交付

●資源回収ボックスや運搬用台車などの貸出し

●軍手や紙ひも、エプロンの支給（登録時のみ）

※申請書類は区のホームページからダウンロードできます。

詳しくは区のホームページをご覧ください。中央清掃事務所へお問い合わせください。



▲集団回収の
ホームページ

問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 清掃事業係 ☎ (3562) 1523

拠点回収

家庭から出る資源を区内の公共施設に設置している回収ボックスまたは区内の小学校などに出す方法です。

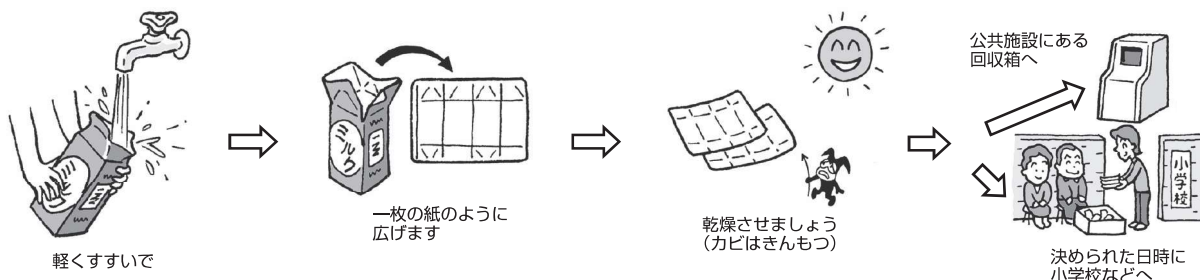
資源を持っていく公共施設や小学校などを回収の「拠点」とすることから、「拠点回収」と呼んでいます。



回収品目と出し方 ※事業所から出るものは回収できません。

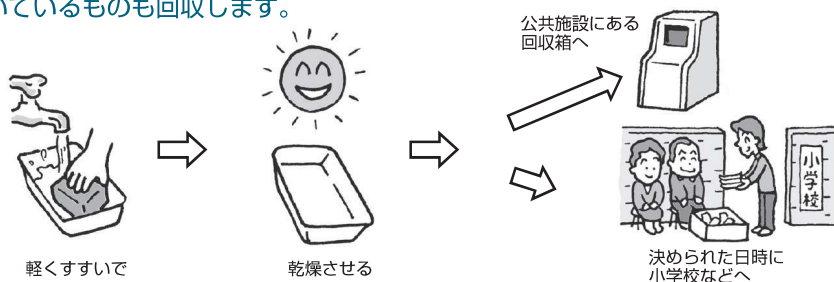
【飲料用紙パック（500ml 以上）】 回収場所：公共施設、全小学校（★）および銀座・日本橋中学校（☆）

注意）500ml 未満のものや裏がアルミ箔のものは回収できません。燃やすごみへ出してください。



【食品用発泡スチロールトレイ】 回収場所：公共施設、全小学校（★）および銀座・日本橋中学校（☆）

注意）色や柄がついているものも回収します。



【乾電池（筒型のマンガン・アルカリ乾電池）】 回収場所：公共施設、全小学校（★）
【充電式電池（リチウムイオン電池・ニッケル水素電池・ニカド電池）】 および銀座・日本橋中学校（☆）・産業会館（◆）

注意）ボタン電池は、下記の回収箱のある回収協力店へお持ちください。

コイン型リチウム電池やその他の電池は燃やさないごみへ出してください。

液漏れ、膨張した電池は危険物のため回収出来ません。

拠点で回収します・・・○

【乾電池】

筒型マンガン・アルカリ乾電池

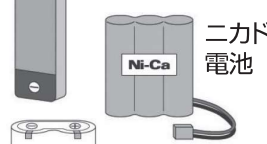


公共施設にある回収箱へ



【充電式電池】

ニッケル水素電池



ニカド電池

リチウムイオン電池

※充電式電池については、回収協力店でも回収しています。（P.23を参照）

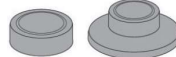


決められた日時に
小学校などへ

拠点で回収できません・・・×

注意）発火のおそれがあるためごみとしては出さず、必ず回収箱へ入れてください。

ボタン電池



協力店で回収します



※協力店はHP(URL:<http://www.botankaishu.jp/m/top.php>)より検索できます。

★城東小学校の代替として中央清掃事務所で実施しています。

☆日本橋中学校は建替えのため令和7年6月まで実施します。

◆日本橋中学校の代替として令和7年7月から実施します。